



かわさきコロナ情報

～緊急事態宣言下における
川崎市政の運営方針について～

令和3年1月8日（金）

緊急事態宣言について

実施期間

令和3年1月8日～令和3年2月7日

実施区域

神奈川県 東京都 埼玉県 千葉県

実施する内容

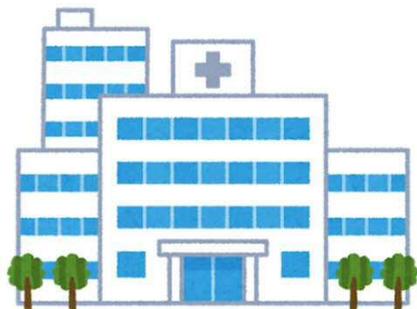
- ・ **外出自粛（生活に必要な場合を除く）**
特に20時以降の不要不急の外出
- ・ **施設の使用制限、営業時間短縮の要請等**
- ・ **イベントの開催制限**
- ・ **テレワークの徹底等**
- ・ **大学や学校への要請**

市民サービスの安定的な提供

保健衛生、医療分野の業務がひっ迫しております。

必要不可欠な市民サービスの安定的な提供を実施するため、市役所内部での応援体制を構築していきます。

なお、応援体制構築にあたり、必要に応じて川崎市業務継続計画（BCP）を発動し、一部業務を縮小する可能性もあります。



本市が主催するイベント等

国、県の方針及び関係機関が定めるガイドライン等も踏まえながら、感染症対策を徹底したうえで実施する。

イベントの開催制限（神奈川県実施方針より）

- 人数上限5,000人、収容率50%以内に制限するよう要請
（新規販売分に適用し、既存販売分には適用しない）
- イベント前後の会食禁止の周知を要請



例えば・・・

- ミューザ川崎シンフォニーホール主催事業
国、県の方針等に沿って収容人数を制限して実施
- Bリーグ
感染対策を強化し、定員の50%を上限として実施



※ 個別イベントの中止・延期については、ホームページ等により随時
情報提供します。

本市が管理する市民利用施設の利用について

原則として、**不要不急の外出は控えていただくよう**
お願いします。

要請に御協力いただき、既に御予約いただいている
施設利用をキャンセルされる場合には、**キャンセル**
料は徴収いたしません。 **納付済みの使用料**
(利用料金)は全額返還します。



市民利用施設の利用時間の短縮

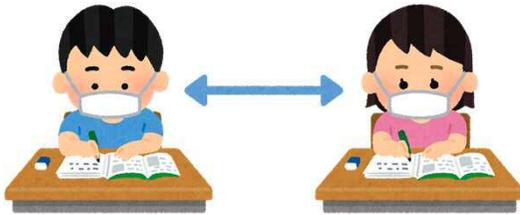
スポーツセンター、市民館、図書館、文化施設、
こども文化センター、屋外スポーツ施設等

短縮後の利用時間 20時まで

(詳細は随時ホームページ等でお伝えします)



市立小学校、中学校、高等学校、特別支援学校 感染症対策を徹底したうえで開校する。



<部活動>

原則、**校内での活動に限定**して実施。
県大会等への参加については、保護者の同意や、最小限の人数での参加を条件とする。

保育所等（市立・民間いずれも）

引き続き、感染症対策を徹底した上で開所する。



わくわくプラザ



感染防止対策を改めて徹底した上で、

引き続き「やむを得ない事情で自宅にお子様を見守る方がいない家庭の児童」のみを対象として実施する。